

・<自宅療養を延期すべき場合>

療養 6 日目の朝の時点で、下記、①～③のどれか一つでも当てはまる場合は、「①～③の症状が消失して、24 時間経った後に登校可」と自宅療養が延期になります。

①37℃以上の発熱がある

②発熱の有無にかかわらず、解熱剤を飲んでいる

③時々～頻回の咳がある。

-咳については、軽快傾向で、たまに出るくらいなら、そのまま、登校して下さい。

-時々～頻回に出るようでしたら、ご自分も周りの人も気になりますので、1～3 日間くらい、自宅療養を延期したほうが良ければ、保健室に連絡の上、各授業担当の先生に相談してみてください。